

平成 27 年 6 月 24 日

各 位

株式会社池田泉州銀行

～普通銀行で全国初！ “暦年贈与” のお手続きをサポート～

## 「みらいギフト（暦年贈与アシストプラン）」の取扱い開始について

株式会社池田泉州銀行（頭取 藤田博久）は、お客さまの“暦年贈与”（※1）のお手続きをサポートするために「みらいギフト（暦年贈与アシストプラン）」を平成27年7月6日（月）より取扱い開始いたします。

なお、本サービスは、普通銀行では全国初（※2）の取扱いとなります。

平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以後の相続から、相続税の課税対象者が増える（※3）ことが見込まれ、年間110万円の非課税枠を使った“暦年贈与”へのお客さまの関心やニーズは高まっています。適切な贈与の方法や手続きに関するご相談を含め、お客さまのニーズにお応えするため、本サービスにより、贈与契約書の作成、贈与資金のお振込み、贈与内容の報告などのサポートを行います。

本サービスは、個人のお客さまを対象に、契約期間5年、手数料無料にてご利用いただけます。また、「贈与を受ける方」の入金口座は当行本支店の“普通預金口座”に加え、お子さまやお孫さまの将来を想う「贈与をする方」のお気持ちにお応えできるよう、“積立式定期預金口座”とすることもできます。

今回、本件の取扱いを機に、平成25年6月より取り扱っております、教育資金の一括贈与を目的とした専用預金「みらいギフト」は、「みらいギフト（教育資金贈与プラン）」に名称変更します。今後、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」への対応商品の検討を含め、生前贈与に関する商品・サービスを『みらいギフトシリーズ』として、様々なお客さまのニーズに総合的にご提案できるようにラインナップ充実に努めてまいります。

（※1）贈与税は、1月1日から12月31日までの間（暦年）に贈与を受けた額を合計して計算されますが、贈与を受けた額が年間110万円までの場合は贈与税がかかりません。（暦年課税制度）

この年間110万円の非課税枠を使った贈与が“暦年贈与”と言われます。

（※2）信託銀行を除いて、都市銀行および地方銀行では全国初となります。（平成27年6月16日 当行調べ）

（※3）改正点のひとつとして、基礎控除額（非課税枠）が引き下げられました。

【改正前】5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

【改正後】3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

《サービス概要》

取扱開始日	平成27年7月6日（月）
ご利用 いただける方	<贈与をする方> 個人のお客さま （当行本支店の普通預金口座が必要です） <贈与を受ける方> 贈与をする方の3親等以内のご親族さま （当行の普通預金口座もしくは積立式定期預金口座が必要です）
ご契約期間	5年間（申込日から申込日の5年後の応当日の属する年の12月31日まで）
主な サービス内容	① 「贈与契約書」の提供・作成のサポート 毎年2月、所定の「贈与契約書」を前年12月末時点の利用者さまに送付 ② 「贈与契約書」に基づく贈与資金の出金・入金 ご提出いただいた「贈与契約書」に基づき、指定された「贈与をする方」の口座から、贈与資金を出金し、指定された「贈与を受ける方」の口座に入金 （“出金・入金”する口座は当行本支店の口座となります） ③ 贈与内容のご報告 本サービスを通じた贈与に関する報告書を贈与が行われた翌年2月に送付
お取扱い店	全店窓口（インターネット支店・ダイレクト支店ではお取扱いしておりません）
手数料	無料

以 上